

昭和村空き家解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な生活環境の形成及び村内の景観の向上を図るため、村内にある空き家の解体を行う者に対し、予算の範囲内で交付する昭和村空き家解体補助金（以下「補助金」という。）について、昭和村補助金等に関する規則（昭和55年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存し、住居として建築した建築物であって、居住その他の使用がされていない期間が1年以上であるものをいう。
- (2) 工作物等 前号に規定する空き家の敷地に附属する工作物（物置、車庫、カーポート、塀、門扉、門柱等、及びその他土地に定着するものを含む。）をいう。
- (3) 村税等 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料、排水処理施設使用料、戸別浄化槽使用料、保育料、住宅使用料、学校給食費をいう。

(対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する空き家とする。

- (1) 個人が所有する空き家であること。
- (2) 一戸建て住宅、併用住宅（人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。）
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないもの。
- (4) 公共事業による移転等の補償の対象でないもの。
- (5) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場経営等を業とするものが当該業のために解体を行うものでないこと。
- (6) 当該解体工事について、昭和村が扱う他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条の対象空き家の所有者で次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳等）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者（以下「相続人」という。）

- (2) 補助を受けようとする者及びその属する世帯の全員が村税等を滞納していない者
- (3) 対象空き家の所有者と対象空き家が存する土地の所有者が異なる場合であって、当該対象空き家を解体することについて、当該土地の所有者全員の同意が得られている者
- (4) 暴力団員等（昭和村暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）でない者
- (5) その他村長が必要と認める者

（対象工事）

第 5 条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内及び利根沼田管内に本店又は主たる事務所を有する者が施工する工事であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項の規定による登録を受けた者が施工する工事であること。
- (3) 対象空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事（当該空き家の解体工事とともに工作物等を解体する場合及び空き家に残存する家具等の物品を処分する場合は、それを含む。）であること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた後に着手する工事であること。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前項の対象工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

2 前項により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の制限）

第 7 条 当補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事の着手前に補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 対象空き家の所有者が確認できる書類（登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税課税台帳の写し又は固定資産税課税明細書等））

- (2) 居住その他の使用が過去1年以上されていない空き家であることが確認できる書類
- (3) 対象空き家の着工前現況写真
- (4) 対象空き家の敷地内見取り図
- (5) 対象工事に係る見積書の写し（補助対象経費の内訳を明確にすること。）
- (6) 施工業者の建設業法（土木工事業、建築工事業、解体工事業）の許可又は建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し
- (7) 同意書
- (8) 確約書
- (9) 委任状（代理人が申請手続きを行う場合に限る。）
- (10) その他村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容がこの要綱の規定に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定し補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請又は中止）

第10条 申請者は、前条の補助金交付決定通知書を受けた後に対象工事の内容を変更する場合、又は中止する場合は、あらかじめ補助金変更（中止）申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
 - (2) 変更後の見積書
 - (3) その他村長が必要と認める書類
- 2 村長は、第1項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めるときは、補助金変更（中止）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、対象工事が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに工事完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る領収書の写し（補助対象経費の内訳を明確にすること。）
- (2) 工事の完了写真
- (3) 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し（補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象工事である場合に限る。）
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 12 条 村長は、前条の工事完了実績報告書の提出を受け当該工事完了実績報告書がこの要綱の規定に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金確定通知書（様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 8 号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取り消すことができる。第 12 条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定前に事業に着手したとき。
- (5) この要綱又はこの要綱の規定に基づく村長の指示に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、交付を決定又は確定した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 村長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 10 号）を交付し、期限を定めて支払った補助金の返還を命ずることができる。

(事務手続きの委任)

第 16 条 申請者は、第 8 条、第 10 条、第 11 及び第 13 条に規定する申請、報告及び補助金の請求の手続きについて代理人に委任することができる。この場合において、申請者は委任状を提出しなければならない。

(跡地の管理)

第 17 条 この要綱による補助金の交付を受けて対象空き家を解体した者は、繁茂する雑草、枯れ草、投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう跡地を適正に管理するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。